平成２１年（フ）第６２３号
北九州市八幡西区町上津役西１丁目４番47号
債務者　平山美也子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４５号
北九州市小倉北区片野１丁目９番18号
債務者　山﨑　智章
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２号
福岡県田川郡福智町金田60番地１
債務者　吉田美由紀
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第８８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地
債務者　山下紀美代
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第９１号
福岡県田川郡福智町神崎1098番地１
債務者　川上　　歩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２９０号
大分市高城南町８番５号堀ビル103
債務者　鈴木　金太
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７７号
大分県別府市石垣東２丁目９番21　昭和ビル105号
債務者　梶原　祐幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３号
大分県国東市安岐町向陽台５番地２
債務者　宇都宮絹枝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　リバーサイドＩＢマンション505号
債務者　濵砂　令子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地３県営グリーンビレッジ吾平９棟202号
債務者　牧瀬　香苗
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
長野県上田市住吉282番地27
債務者　佐渡　　博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２２号
長野県上田市保野41番地、前住所長野県上田市保野233番地２
債務者　加藤　光幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７２号
神戸市西区北別府１丁目14－１－106
債務者　石橋美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
神戸市西区宮下３丁目13―14
債務者　遠藤　美枝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
神戸市西区曙町1070番地　総合リハビリテーションセンター
債務者　川畑　信幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
兵庫県明石市二見町西二見18―11―604
債務者　奥田八重子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
神戸市西区玉津町上池296―１―５―301
債務者　門前　洋介
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係